



中小企業者のための
官公需における
ベストプラクティス集

平成23年12月

中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/>

はじめに

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)に基づき、国等は中小企業者の官公需の受注機会の増大に努めています。

本冊子では、中小企業者が事業協同組合等による共同受注に成功した事例、官公需適格組合の活用事例とし、他の中小企業者が官公需受注に取り組む際の参考に資するものをベストプラクティスとしてとりまとめました。

官公需適格組合や官公需の発注に当たられている関係者の皆様の参考資料としてご活用いただければ幸いです。

平成23年12月

官公需適格組合の活用について

「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」抜粋

(6) 官公需適格組合等の活用

- ① 国等は、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるものとする。
- ③ 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。

掲載組合

- 秋田県石油商業協同組合(秋田県)(物品)
- 相模原事務用品協同組合(神奈川県)(物品)
- 滋賀広告美術協同組合(滋賀県)(役務)
- 京都府電気工事工業協同組合(京都府)(工事)
- 消防設備メンテナンス協同組合(大阪府)(工事)

秋田県石油商業協同組合(物品)

～高い組織率で発注機関への交渉力強化～

所在地 〒010-0951
秋田市山王三丁目7番21号
電話 018(862)6981
FAX 018(862)2591
URL <http://www.akita-sekisho.or.jp/>



官公需適格組合証明取得年月日	昭和60年9月27日
代表者	國安教善
組合設立年月日	昭和28年10月17日
出資金	43,197,000円
組合の地区	秋田県
組合員数	283名
業種	石油販売業

共同受注実績(全体)

年度	受注件数	受注額
平成20年度	39件	1,002,854千円
平成21年度	40件	891,082千円
平成22年度	40件	1,243,106千円

主な発注機関：国土交通省東北地方整備局(秋田河川国道事務所・湯沢河川国道事務所)、秋田地方法務局、秋田労働局、秋田県、秋田市、能代市、男鹿市、大仙市、仙北市、八峰町、三重町、美郷町

1. 組合設立の背景と今日までの動き

昭和25年、全国で製油所が創業を開始し、昭和26年潤滑油の自由販売が開始された。昭和28年共存共栄を目的に、志を同じくする石油販売業者11名が発起人となり、「秋田県石油商業協同組合」が設立された。本組合は、県内の石油販売業者(サービス・ステーションを経営する事業者)で組織する団体である。

半世紀を経て、現在、組合員数283名、組合員給油所395カ所に発展してきた。

小規模の石油販売事業者が、個々に営業活動を展開しても、官公庁からの発注を受注していくことは、きわめて困難である。いたずらに、ダンピングによる過剰な受注競争を誘発してしまうことにもなりかねない。そこで、石油製品の安定供給と適正価格維持を図り、官公需の共同受注事業を展開するために、昭和60年に官公需適格組合の資格を取得した。

県内の発注機関によっては、未だ、官公需適格組合の制度への認識が不十分なところも少なくない。そのため、根気よく営業活動を続けることによって、この制度の理解度の高い発注機関を増やし、組合の受注機会を強化・増加させる。

具体的には、組合が随意契約にいたるまでは足繁く営業活動を行う(2～3年の営業活動は当たり前である)。また、発注機関の担当者が異動になっても、引き継ぎがなされていないことが多く、この

ような場合には、官公需適格組合制度の概要を、一から説明を仕直すなど、根気よく粘り強く対応している(効率よい営業活動は難しい)。

2.発注機関との交渉等

本組合の特徴は、本部と支部機能の棲み分けができてきている点である。本部は、県内各地の石油関連情報を収集し、また、本部は、地元業者が集まって納品をしている案件などを中心に、発注機関に対して随意契約へ切り替えてもらうよう営業活動を行うが、その際、確実な供給体制が整備されていること、事務処理等が簡素化できることにより経費削減が可能になることなど、随意契約のメリットを説明している。また、本部では専任の担当者をおき、日常活動からきめ細かく情報を収集している。契約締結までは、担当支部長と本部が合同で交渉し、締結後は官公庁の要望も踏まえ、支部を中心に実務上の細部について協議する。これらの活動により、現在約45件の随意契約を締結している。

価格については、原則毎月1回見直しを行っている。

3.共同受注事業を実施したことによる効果

実施した一部の地域で「市場価格の適正化」につながった。また、組合の官公需受注により、小規模事業者でも官公庁からの受注が可能となり、安定した収入が見込めるとの評判が高い。さらに、官公需に貢献しているという思いが、地元意識を高め、地元への愛着が一層深まっている。

4.今後の目標

対象となる発注機関を増やし、受注に参加できる市場を開拓する。本部におく営業担当者の能力を最大限に活用し、支部長・支部の組合員と一体となって、官公需共同受注事業への理解拡大に努める。発注機関にとっても、「関連の業務の大幅な簡素化」など、発注コストの大幅削減を実現できることを説明し、相互に発生するメリットについて、正しい認識をしてもらう。

5.組合のセールスポイント

平成22年度末の県内事業者の加入率は7割を超え、受注した案件を適切に納品できる体制を県内全域に構築しており、県内事業者の育成にも貢献している。

さらに、東日本大震災の際、燃料不足から物流が停滞したこともあり、災害時の対応策として官公需適格組合の活用が取上げられている。本組合も、緊急用車両に対し優先的に燃料を供給するなどの支援を行ったことから、官公需適格組合に対する周囲の意識が変化してきている。安定した納品体制があることや地域に貢献する組合としての緊急時対応などを今後の営業の切り口として、随意契約に結びつくような企画を提供していく。

相模原事務用品協同組合(物品)

～行政のイベントにも積極的に参加。適格組合の知名度向上により受注拡大!～

所在地 〒252-0239
神奈川県相模原市中央区中央3-12-3
商工会館内

電話 042(750)2838

FAX 042(750)2855

URL <http://www.e-jimu.jp>



官公需適格組合証明取得年月日	平成8年4月8日		
代表者	佐藤幸彦		
組合設立年月日	平成5年3月24日		
組合の地区	神奈川県相模原市		
組員数	16名		
業種	事務用品販売業		
共同受注実績(全体)			
	年度	受注件数	受注額
	平成20年度	191件	160,620千円
	平成21年度	203件	188,910千円
	平成22年度	182件	117,790千円
主な発注機関：神奈川県、相模原市			

1. 組合設立の背景と今日までの動き

本組合は法人化の目的を「官公需」として、当時相模原市内で官公需を受注していた30名中25名により平成5年3月24日に設立した。官公需の共同受注を始める経緯は仕入および販売条件の改善であった。個別にメーカー・問屋から仕入れ、発注機関に納入をするのは交渉力の点で不利な面が多い。こうした問題を改善するため協同組合を設立し、さらに交渉力の強化となる官公需適格組合証明も平成8年4月8日に取得した。証明取得のためには受注実績が必要であったため商工会議所などの公的なセクターの仕事を受注するところから始めた。

その後現在に至るまで受注実績については、相模原市の信頼を得て順調に推移している。

2. 共同受注事業を実施したことによる効果等

発注側はアフターフォローの利便性などを総合的に評価して本組合に発注しており、受注している仕事の多くは少額の随意契約が主となっている。本組合はその期待に応えるため、日ごろから地元業者として行政への協力を惜しまないようにしている。

組員に対しては配分された仕事には誠意をもって対応をするよう啓蒙している。組員が一体となって行政に対して事務用品納入業者の立場から誠意を尽くせば、組合の評価が上がり、高い評価が得られることで受注確保にも繋がる。この好循環を維持発展させていくには全員の誠意が欠かせな

い。ハイレベルの誠意を維持するために啓蒙活動は組合にとって重要である。

地域の事業者として地元の発展に貢献するために、市のイベントなどにも積極的に協力するよう普及活動を展開している。中小企業は地元へ深く浸透し愛されることで成長することから、イベントなどへの参加も積極的に行う。また、環境への貢献として「エコアクション21(平成18年9月1日認証登録)」に取り組み、業界・組合の環境貢献活動を推進している。単に売上を伸ばすことが目的ではなく、地元の発展のために努力をすることが官公需適格組合としての責務であり、目的として存在する。地元の中小企業者と市民をつなぐ架け橋として適格組合が活躍できることを組合員で確認し合っている。

なお、官公需共同受注事業を実施したことにより、組合員の売上に貢献していること以外に、地元事業者として地域貢献意識の高まりや仕事に対するモラルが向上するなどの効果が上がっている。

3.組合のセールスポイント

本組合は競争入札による受注ではなく「随意契約」による受注であることが受注成功のポイントである。一般的に随意契約は、無競争であるかのような誤解があるが、実際には見積合わせが行われるため競争は存在し、発注側は適正価格による発注を行っている。そういった競争に関して本組合はアフターフォロー面での高い利便性があり、これが随意契約となる強みとなっている。この強みは企業1社で応え続けることは難しいが、協同組合組織だからこそ提供できるものであり、ひいては地元中小企業者の育成に繋がっている。

また、受注配分に関しては、役員枠という明確な基準を作ることで、無報酬である役員の組合への貢献度を反映させている。

4.今後の活動(東日本大震災への支援策)

最大の発注機関である相模原市との契約の場合、納品先は現地出先機関も含むことから、配送も含めた契約としている。文房具は少量での納品となることも多く、配送に時間的制限があり効果的な対応が難しい。そのため、今後、相模原市内で適格組合で組織する会があることから運送業の適格組合と連携して適格組合ネットワークによる受託システムの体制構築を検討している。このことは、個別の協同組合の受注促進策より、ネットワークによる地域の適格組合活用策となるため、今後の適格組合の活動としても有益であると考えている。

また、本組合は、東日本大震災の復旧・復興支援にも活躍している。相模原市は、20年以上前より、北海道大樹町、岩手県大船渡市、秋田県能代市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町など6市町との友好親善都市「銀河連邦共和国」という組織を作り活動している。平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、大船渡市は甚大な被害を受けた。相模原市は大船渡市に義援金以外に物資の支援もすることとなり、大船渡市より要望のあった物資300万円相当を一般社団法人相模原市商店連合会に発注してきた。この支援物資の中の事務用品等については、商店連合会の要請を受けて本組合が納入を担当した。被災当初であったことから事務用品に対するニーズが高く、金額は250万円ほどになった。本組合では、このほか寄贈品として第1弾で段ボール、ティッシュペーパー、第2弾でキットパス(子供用絵描き用具)などを送った。現在も第3弾の準備をしているところであり、長いスパンで支援を継続する方針である。

官公需適格組合として適正価格での受注に努め、地域社会に愛される組合であり続けるため今後も積極的な社会貢献活動を実施していく。

滋賀県広告美術協同組合(役務)

～環境配慮製品の開発等により高い評価を得て契約を締結～

所在地 〒520-0041
滋賀県大津市浜町9番30号

電話 077(525)8373

FAX 077(522)-6918



官公需適格組合証明取得年月日	昭和61年7月19日														
代表者	永味義國														
組合設立年月日	昭和43年5月31日														
組合の地区	滋賀県														
組合員数	45名														
業種	屋外広告業														
共同受注実績(全体)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>受 注 件 数</th> <th>受 注 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度</td> <td>5件</td> <td>11,098千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>7件</td> <td>17,025千円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>12件</td> <td>120,357千円</td> </tr> </tbody> </table>			年 度	受 注 件 数	受 注 額	平成20年度	5件	11,098千円	平成21年度	7件	17,025千円	平成22年度	12件	120,357千円
年 度	受 注 件 数	受 注 額													
平成20年度	5件	11,098千円													
平成21年度	7件	17,025千円													
平成22年度	12件	120,357千円													
	主な発注機関：滋賀県、大津市、長浜市														

1. 組合設立の背景と今日までの動き

本組合は昭和31年4月に任意組合として活動した後、昭和43年、社会的地位の向上、経営の安定、技術の向上の3つを柱として、組合員14名で事業協同組合として設立した。

組合設立当初、「びわ湖博覧会」の屋外広告業務(約216万円)を大津市から受注し、これが組合の初めての共同受注となり、公的に組合の存在が認められる第一歩となった。

昭和61年には、新規需要の開拓、新技術の開発などとともに、組合の基盤が強化されてきたことから、滋賀県中小企業団体中央会の指導のもと官公需適格組合証明を取得した。

近年、異業種の参入や同業者間の過当競争の激化により本業界の状況は厳しいものがあるが、そうした中で官公需適格組合としての誇りが組合員を団結させ、環境問題への対応や安全性の確保のための維持管理活動にもつながり、選挙掲示板や各種イベントの共同受注に結実している。

なお、本組合では、品質保証体制を確立し、技能検定の一つである「広告美術技能士」1級取得者を中心にした検査体制を築いており技術向上をはじめ品質管理を徹底している。

2. 組合の営業活動について

発注機関との交渉においては、例えば、最近では、市長を訪問したが、受注拡大のための要望書、全国中小企業団体中央会発行の官公需施策関連パンフレット、組合紹介冊子なども携えて、組合活動を紹介するとともに、官公需適格組合についてPRを行った。営業に関しては、組合の活動状況を伝えるような資料を持参し、面談して熱意・意欲を伝えることが重要である。

滋賀県内の屋外広告登録事業者の7割は県外事業者であるが、県内事業者で構成される本組合は、地元精通している強みを生かし、受注につなげている。

駅伝などの広域のイベントの場合、関係者と協議し、交通規制の看板など設置場所を協議することになるが、どこに何を設置したら効果的かといった問題が生じる。このような場合、地理に精通している地元事業者ならではのアイデアや工夫があり、設置場所を提案し発注者との信頼を得ている。特に、選挙期間中の選挙掲示板のメンテナンス等は、地元業者の迅速な対応が極めて重要な要素になることから、本組合が受注した際には、組合員の連絡先を県・市に開示して、迅速な対応が可能な体制を敷いている。

このような取り組み等により、組合の信用が高まり、発注者である選挙管理委員会から高い評価を受け、他市の選挙管理委員会にも、本組合の機動力と設置場所の状況把握が非常に優れていることなどを伝えて頂いた。

長浜市においては、平成22年1月1日に1市6町が合併し「新長浜市」が誕生したが、平成22年7月に参議院選挙、滋賀県知事選挙、長浜市議会議員選挙が実施され、選挙ポスターの掲示場の製作・設置・撤去業務の委託を36,576,225円で受注した。

なお、組合は、イベント、選挙などの200万円超の案件を中心に受注活動を行っている。

3.組合のセールスポイント

今では、組合員は官公需適格組合の組合員としての誇りを持って仕事に励んでいるが、こうした状況になるまでには、受注不振を理由に適格組合証明を返上しようとの声が上がったこともある。しかし、努力なしに受注はあり得ないことを組合員に訴え「自らが行動を起こす」をスローガンに理事長以下役員が一丸となって官公需適格組合であることをPRしていき、その過程で組合員の意識は徐々に変わっていった。また、組合員45名の内、39名は従業員数5人以下の小規模の事業者であるが、小規模な事業者であっても国等の事業に貢献しているという意識が、組合員の仕事に対する意欲や自覚を高めた。

また、組合が行う選挙掲示板設置業務においては、環境に配慮した看板を使用している。一般的に、選挙掲示板については、ベニヤ板が使用されていたが、一度しか使用できないことから、環境問題への関心の高まる中で改良が求められていた。そこで、本組合は、平成12年頃から、この改善に取り組み、ペットボトルをリサイクルした看板を試作するなど、研修開発を行い試行錯誤を繰り返してきた。

現在使用しているのは家電製品などの廃プラスチックを再利用し発泡、軽量化したボードであり、使用した選挙ポスター掲示板が100%リサイクル処理できることから、選挙におけるゴミの減量につながっている。こうした環境への配慮が各市で評価され、長浜市においても選挙掲示板設置業務が受注できるようになるなど、徐々に組合の取り組みが広まっている。

4.今後の活動

地元業者であることの利点を周知しながら発注機関に理解を求め、組合員の加入促進と並行して共同受注の実績を上げていく。

京都府電気工事工業協同組合(工事)

～組合員は毎年増加、随意契約による受注も増大～

所在地 〒601-8034
京都市南区東九条南河辺町3番地

電話 075(692)1234

FAX 075(692)1233

URL <http://www.kyo-denkyo.or.jp>



官公需適格組合証明取得年月日	平成11年10月1日		
代表者	藤井 正		
組合設立年月日	昭和15年11月8日		
組合の地区	京都府、滋賀県及び大阪府の一部(枚方市、高槻市)、 福井県の一部(小浜市、三方郡、三方上中郡、大飯郡)の区域		
組合員数	1,504名		
業種	特定建設業(電気工事業)		
共同受注実績(全体)			
	年 度	受 注 件 数	受注額
	平成20年度	79件	23,340千円
	平成21年度	91件	45,255千円
	平成22年度	95件	59,963千円
主な発注機関：京都府、京都市			

1. 組合設立の背景と今日までの動き

本組合は、京都府等の電気工事業や設備関係業を中心に、共同受注、共同購買、組合事務(労働保険・健康保険等)、代行業務(各種許認可・申請等の事務代行)等、組合員のニーズに適した事業を行っている。また、組合員が新規組合員の加入を勧める「一組合員一人紹介運動」を昭和59年より展開している。全国各地の組合で組合員の減少問題が起きているなか、本組合ではこの活動の成果もあり、活動当初1,200名だった組合員が10余年を経て組合員1,500名まで増加した。今後もさらに組合員を増加できるよう各組合員に活動を推進している。また、組合員の増加に伴い、平成10年に4つの支部(上・下・伏見・北部)から現在の6つの支部(上・下・東・西・南・北部)体制に変わっている。

平成23年5月からは、組合の根本的な組織体系を変更した。従来の組織的な活動(組合員の福利厚生など)は「組織担当」、外部(各発注機関など)へ客先を求め受注し事業展開していく「事業担当」とそれぞれの役割を明確する為、複数代表制も採用し、代表理事も各担当の2名となり、今まで以上の受注の拡大を目指している。また、行政に対する官公需適格組合の周知にも取り組み、官公庁からの受注拡大に努める一方、組合員企業の仕事を確保すべく、理事長をはじめとする組合員の一致協力の下、一層の官公需適格組合の受注体制、IT化への対応、情報収集の整備、営業体制強化に取り組んでいる。

従来、電気保安業務においては電気保安協会しか参画することができなかったが、平成15年の電気事業法の法律改正による自由化により、経済産業局が認可を行った団体であれば保安協会以外にも電気保安業務を受託できるようになった。以来、本組合でも電気保安業務を共同事業として実施することとなり、組合内には関西電力より工事業務の委託を受ける「工事センター」と一般の電力需要家に電力調査を行う「調査センター」を設置した。「保安業務」と「電気工事業務」は保工分離の原則から、本来は一緒に行うことができないが、本組合のように内部で明確に業務を分けていることにより組合が法人として法人契約を結ぶことができている。

関西電力からは一般用電気工作物の調査業務の請負をしており、不具合のある電気設備の改修工事も行っている。

2.共同事業を実施したことによる効果

組合事業は、賦課金以外で組合員への福利厚生的なサービスである事務代行業務(各種保険や許認可申請等)に係る手数料収入が主になり、共同受注業務の占める割合は低かった。また、網羅型の組合による競争入札参加のハードルが高く実施していくことは厳しい。そこで、役員が全国の官公需適格組合受注確保協議会の役員に相談をしたところ、一般競争入札の大型工事入札参加から少額メンテナンス業務を随意契約により受注する方向へと切り替えるよう提案を受けた。設立当初は組合員では参加できない大きな入札案件に組合で参加していくことを決めていたが、この指摘を受けて、組織率の高さを活かして行政へPRすることで、随意契約による少額案件を獲得する受注活動へ方向転換をすることとした。その結果、平成20年度～22年度で261件を随意契約により受注した。

組合員が必要とする講習会や研修会も積極的に開催しており、「系統的教育システム」を立案、具体化している。また、許認可代行事業、健康保険事業、労働保険事業など組合員に有益な事業をコンピュータ化により対応している。

3.組合のセールスポイントと今後の目標

本組合では回収のリスクと技術の低下を避けるために、組合員から持ち込む仕事、官公庁以外の仕事は受けていない。受注する案件は全て官公需となっている。設立直後に決定したこの方針は現在まで一度も変更していない。

今後は、さらに随意契約による受注が普及されるように、そして適格組合が活用されるよう活動していきたい。「困った時は組合へ」と、頼れる組合作りのために、組合員の要求に対応できる機能を持ち、有益なものを提供できるようしていくこととする。

また、組合の社会的地位の向上において、業界だけではなく、社会からも広く認知されるために業界や社会の発展に貢献していくことも今後の課題としている。現在は隔年で「子どもでんきおもしろ教室」を開催し、地域の子どもや住民と関わる機会を設けているが、まだまだ交流する機会は少ない。組合が組合員だけではなく、一般住民にも気軽に利用・活用してもらえるように相互の交流の場となれるような組織体制を確立し、それらの活動を通じて広く世間に「電気」について、組合についてアピールできるよう積極的な働きかけを行っていく。

消防設備メンテナンス協同組合(工事)

～算定特例制度を活用し一般競争入札で受注獲得～

所在地 〒570-0016
大阪府守口市大日東町12番5号

電話 06(6902)3326

FAX 06(6902)2307



官公需適格組合証明取得年月日	平成8年12月26日		
代表者	辻村 弘		
組合設立年月日	平成7年5月2日		
組合の地区	大阪府、千葉県		
組員数	9名		
業種	消防設備工事業		
共同受注実績(全体)			
	年 度	受 注 件 数	受注額
	平成19年度	12件	13,177千円
	平成20年度	11件	17,174千円
	平成21年度	20件	447,791千円
主な発注機関：総務省消防庁、防衛省陸上自衛隊八尾駐屯地、(独)理化学研究所			

1. 組合設立の背景と今日までの動き

本組合は防災専門の協同組合として平成7年に設立した。組合員の高度な技術力を生かし、これまで時代のニーズに対応してきた。防災設備は如何なる火災発生時にも役立ち、その機能を発揮するためには、ひとつひとつの建物・施設が適正な防災設備を設置すると共に、管理体制を含めた日常の維持管理が必要不可欠である。現代の密集した都市の中では火災や地震等が発生した場合に想像を絶する大災害が発生することは明らかであり、適正な防災設備と維持管理の必要性は今後高まっていくこととなる。今後はこれまで以上に時代のニーズに対応しながら人命と財産を守る組合理念のもと、防災業界発展のため社会に貢献できる組合として活動していくこととしている。

組合設立当初は指名競争入札や随意契約による受注が多くあった。しかし、現在、随意契約による受注はほとんどなく一般競争入札へと移行されている。さらに、低価格で受注するメーカーの独占状態となってしまうと、一般の中小企業に大口の入札案件が落札できることはほとんどない。メーカーが受注した場合には、直接施工する他に下請けに出すことも多々あり、適正価格での落札とはいがたい。

このような危機的状況を打破するためにも、本組合では関東で高い売上高を誇る企業等を組員にすることにより、官公需適格組合の算定特例制度を利用して組合ランクをAランクとした。発注機関

に対しても官公需適格組合の認知度アップのために、そして低価格競争での施工を防ぐためにも、官公需適格組合制度を根気よく説明し、PRを行った。その成果もあり平成21年度には4億円強の消防車両メンテナンス業務を大手車両メーカーに負けることなく、一般競争入札で受注した。翌年22年には消防車両57台のメンテナンス業務を受注している。理事長をはじめ事務局の地道な活動結果が受注へと結びついている。

現在は算定特例制度の活用を活かし、Aランク案件に絞って入札参加しているが、適格組合周知の営業活動は引き続き行い、さらなる活動の場を広げていくこととしている。

2.共同受注事業を実施する上での問題点

組合事業を行う上で大きな問題点となっていることは、大阪府・大阪市に「消防設備工事」の入札分類がないということである。そのため、本組合では府・市の「電気工事」の枠内に電気工事の一種として扱われ参加している。建設業許可28業種の中に消防設備工事は入っているが、入札分類がなく担当窓口が設けられていないというのは、消防設備工事に関して発注機関の認識が乏しいということである。この結果、組合は本来の消防設備工事ではなく、電気工事で登録をしているため消防設備業務の実績はゼロとなってしまっている。消防設備業務の担当窓口を設けてもらうことは喫緊の課題であり、今後も強く要望していくこととしている。

3.組合へのセールスポイント

発注機関に対して、官公需適格組合のPRを熱心に行った結果もあり、平成22年には消防庁より消防車両57台のメンテナンス業務を受注できた。発注機関と業者の接点を拡大していくことにより受注へと繋がることから、組合は今後も活動の範囲を拡大していくこととする。

組合本部では主に関西の案件に絞って情報収集を行っているが、組合員である東京支社が関東の情報収集も行っている。本部と東京支社で連携を図りつつ、営業・情報収集の活動を進めている。インターネットでの情報収集も活発に行っている。全省庁統一資格ではAランクを取得し、一般競争入札には15回参加し4回落札した。

4今後の目標

千葉県で行われている行政と地元業者の勉強会のように、中小企業者が集まり業種毎の問題点・課題等を勉強する機会を設けたい。さらに、組合の理事長らが県知事に業界の要望を伝えているように、大阪でも府知事や市長に業者の声を伝えていきたい。

適格組合証明を取得したことで、総合点数の算定特例制度を活用し組合ランクをAランクに上げることができた。その結果、入札では大手企業と同じ土俵にたつことができた。今後はメンテナンス業者のPRを引き続き行い、さらなる受注拡大に向け取り組んでいく。

官公需に関する情報入手しましょう!!

◆官公庁等の発注(入札)や、競争参加の資格審査申請などに関する情報は、発注窓口での公示等のほか、ほぼ全ての官公庁等が自身のホームページで公表しています。

◆中小企業庁のホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.htm>

中小企業者に関する国等の契約の方針／国等の中小企業向け契約実績／官公需適格組合名簿／官公需適格組合便覧などが掲載されています。

◆中小企業庁・経済産業局

官公需に関するお問い合わせは			
部 局 名	電話番号(直通)	部 局 名	電話番号(直通)
中小企業庁 事業環境部 取引課	03-3501-1669	近畿経済産業局 産業部 中小企業課	06-6966-6023
北海道経済産業局 産業部 中小企業課	011-709-1783	中国経済産業局 産業部 中小企業課	082-224-5661
東北経済産業局 産業部 中小企業課	022-221-4922	四国経済産業局 産業部 中小企業課	087-811-8529
関東経済産業局 産業部 中小企業課	048-600-0321	九州経済産業局 産業部 中小企業課	092-482-5447
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748	沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	098-866-1755

◆官公需情報ポータルサイト <http://kankouju.go.jp/>

国・独立行政法人、地方公共団体等がホームページ上に掲載している入札情報がご覧になれます。

◆全国中小企業団体中央会 <http://www.chuokai.or.jp/kankouju/kankouju-01.htm>

官公需情報についてご覧になれます。

◆官公需総合相談センター（都道府県中小企業団体中央会内）

全国官公需総合相談センター	03-3523-4902	福井県官公需総合相談センター	0776-23-3042
北海道官公需総合相談センター	011-231-1919	滋賀県官公需総合相談センター	077-511-1430
青森県官公需総合相談センター	017-777-2325	京都府官公需総合相談センター	075-314-7131
岩手県官公需総合相談センター	019-624-1363	奈良県官公需総合相談センター	0742-22-3200
宮城県官公需総合相談センター	022-222-5560	大阪府官公需総合相談センター	06-6947-4372
秋田県官公需総合相談センター	018-863-8701	兵庫県官公需総合相談センター	078-331-2045
山形県官公需総合相談センター	023-647-0360	和歌山県官公需総合相談センター	073-431-0852
福島県官公需総合相談センター	024-536-1264	鳥取県官公需総合相談センター	0857-26-6671
茨城県官公需総合相談センター	029-224-8030	島根県官公需総合相談センター	0852-21-4809
栃木県官公需総合相談センター	028-635-2300	岡山県官公需総合相談センター	086-224-2245
群馬県官公需総合相談センター	027-232-4123	広島県官公需総合相談センター	082-228-0926
埼玉県官公需総合相談センター	048-641-1315	山口県官公需総合相談センター	083-922-2606
千葉県官公需総合相談センター	043-306-3284	徳島県官公需総合相談センター	088-654-4431
東京都官公需総合相談センター	03-3542-0040	香川県官公需総合相談センター	087-851-8311
神奈川県官公需総合相談センター	045-633-5133	愛媛県官公需総合相談センター	089-955-7150
新潟県官公需総合相談センター	025-267-1100	高知県官公需総合相談センター	088-845-8870
長野県官公需総合相談センター	026-228-1171	福岡県官公需総合相談センター	092-622-8780
山梨県官公需総合相談センター	055-237-3215	佐賀県官公需総合相談センター	0952-23-4598
静岡県官公需総合相談センター	054-254-1511	長崎県官公需総合相談センター	095-826-3201
愛知県官公需総合相談センター	052-229-0044	熊本県官公需総合相談センター	096-325-3255
岐阜県官公需総合相談センター	058-277-1100	大分県官公需総合相談センター	097-536-6331
三重県官公需総合相談センター	059-228-5195	宮崎県官公需総合相談センター	0985-24-4278
富山県官公需総合相談センター	076-424-3686	鹿児島県官公需総合相談センター	099-222-9258
石川県官公需総合相談センター	076-267-7711	沖縄県官公需総合相談センター	098-859-6120